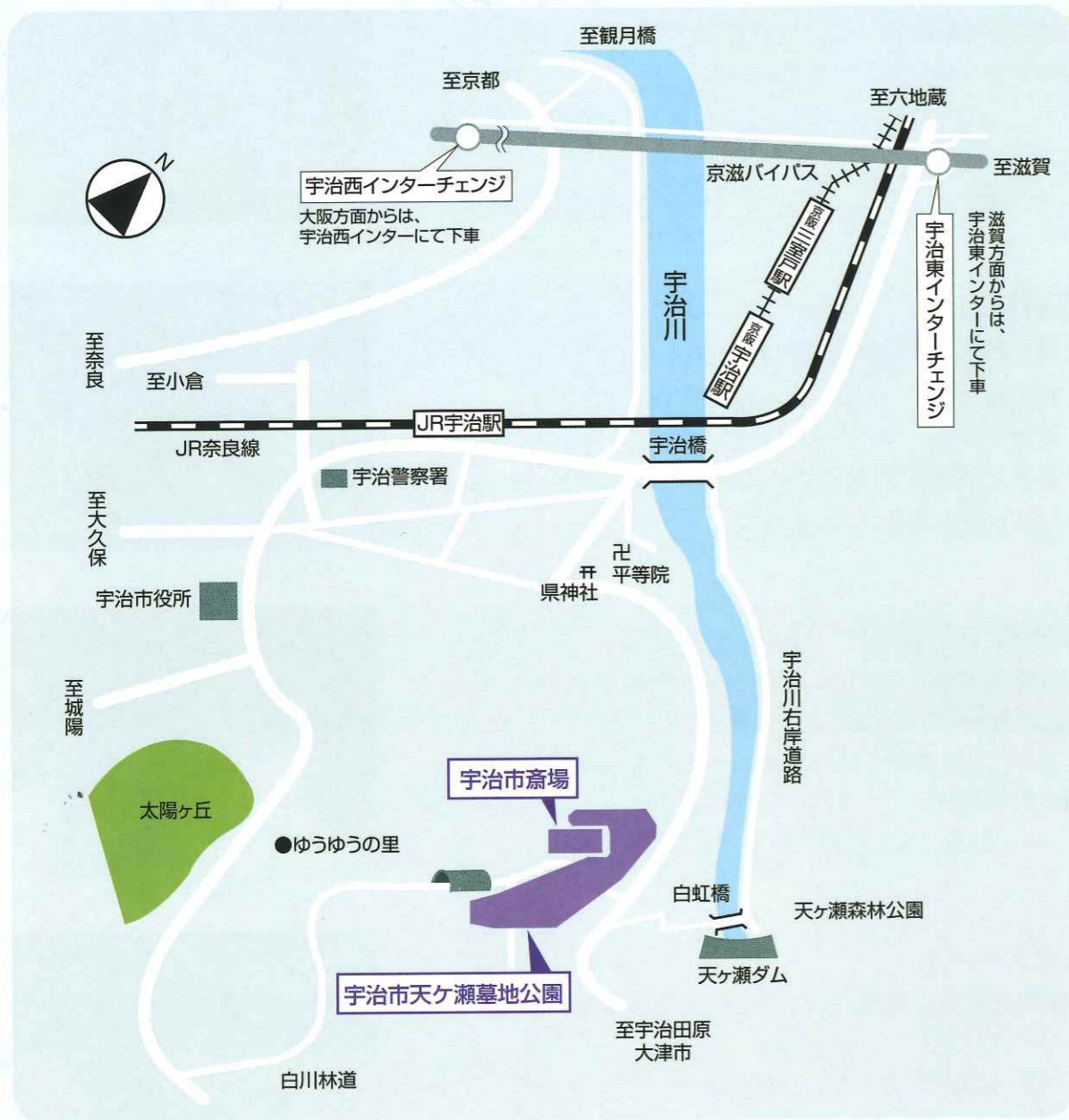


宇治市天ヶ瀬墓地公園への案内図

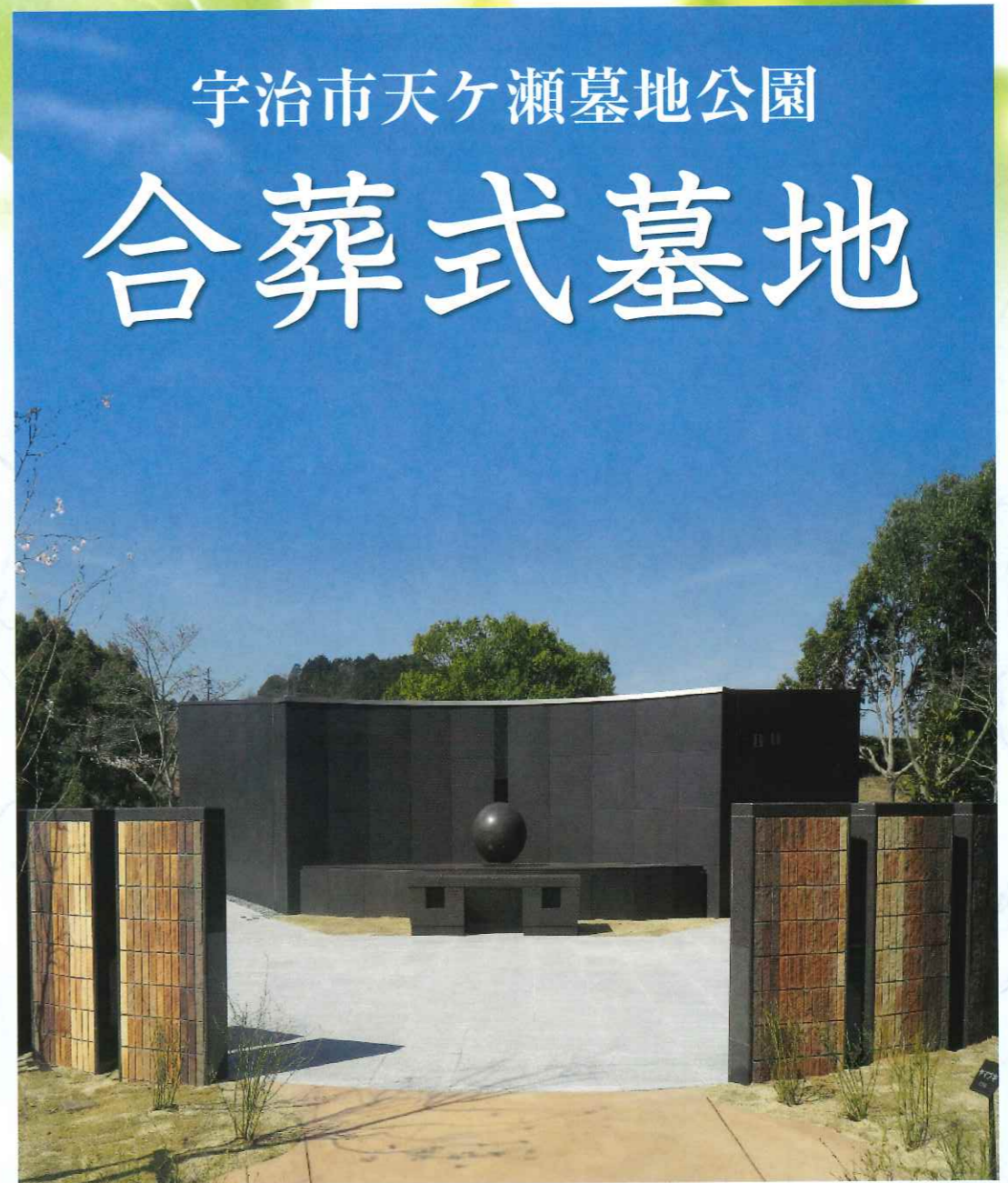


お問い合わせ先

宇治市 人権環境部 環境企画課
 宇治市宇治琵琶33番地 TEL:0774-22-3141(代)

宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所
 宇治市宇治金井戸7番地の44 TEL:0774-39-9205

宇治市天ヶ瀬墓地公園
 合葬式墓地



受付場所：宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所

開所日：1月4日～12月28日

開所時間：8時30分～17時15分

令和3年7月1日から随時募集！



合葬式墓地とは

合葬式墓地とは、複数の焼骨を合同で埋蔵することを目的としたお墓です。
維持管理は市（指定管理者）が行うため、墓石等の建立や管理、承継の必要がありません。
生前のお申込みもできますので、お墓を引き継ぐ者がいない方や単身の方でも安心してご使用いただけます。

※ただし、合葬式墓地に埋蔵した焼骨は返還できません。

申込み資格

申込みができる方は、次のいずれかに該当する方です。
(申請者が宇治市民の方か、宇治市民以外の方かは問いません。)

(1) 焼骨を所有している方

- ・合葬式墓地に親族の焼骨を埋蔵しようとする方
※親族とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族の関係にある方
- ・他の墓地等に埋蔵若しくは収蔵した焼骨を所有している方（合葬式墓地への改葬）

(2) 自己の生前予約の方

- ・自己の死後、焼骨を合葬式墓地へ埋蔵することを希望する65歳以上の方

合葬式墓地使用料

施設の区分	金額（1体につき）	
	市民※2	市民以外※2
合葬室へ直接埋蔵	55,000円	82,500円
10年間個別安置後に 合葬室へ埋蔵※1	110,000円	165,000円
20年間個別安置後に 合葬室へ埋蔵※1	165,000円	247,500円
記名板	55,000円	82,500円

※1 個別安置期間は、焼骨を個別安置室に安置した日から起算します。

※2 「市民」とは、許可の申請の際に申請者が本市に住所を有する者（本市が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。）である場合をいい、「市民以外」とは、それ以外の場合をいう。

合葬室

焼骨を専用の納骨袋に納めて、合同で埋蔵します。
合葬室への立ち入りはできません。



個別安置室

最大1,500体の焼骨を個別に埋蔵します。
個別安置期間は、10年間又は20年間です。
個別安置室への立ち入りはできません。

個別安置期間は、焼骨を個別安置室に安置した日から起算します。



記名板（希望制）

合葬式墓地に埋蔵された故人の氏名のほか、生年月日及び死亡年月日を刻字することができます。

記名は、埋蔵された後となり、生前の記名はできません。
※氏名の刻字は漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベットのみの対応となります。



墓参スペース

合葬式墓地に埋蔵されている故人をお参りしていただけるスペースです。

お参りはこちらでお願いします。
※献花のみできます。



Q&A

Q1. 合葬式墓地への埋蔵数はどのくらいですか？

A1. 合葬室に7,500体、個別安置室に1,500体の埋蔵が可能であり、随時募集しています。

Q2. 市で埋蔵された方の供養は行われますか？

A2. 特定の宗教・宗派を問わず、広く皆様に使っていただく施設のため、市で供養のような祭事は行いません。

Q3. お供え物はできますか？

A3. 献花のみできます。